

---

# 静岡県水道施設更新マスタープラン

## 【水道事業総論編】

---



すんず  
駿豆水道の水源 柿田川（清水町）

平成 29 年 3 月

静 岡 県 企 業 局

## 目 次

### <総 論> 《各水道事業共通》

I	マスタープラン策定の目的	水道総論 1
II	マスタープランの概要	水道総論 3
1	対象施設	水道総論 3
2	計画期間	水道総論 3
3	施設更新時期	水道総論 4
4	更新基準年度	水道総論 4
5	施設規模	水道総論 4
6	プラン策定の流れ	水道総論 4
III	水道施設の現状	水道総論 5
1	水道事業の状況	水道総論 5
2	施設の概要	水道総論 8
IV	更新整備の基本的な考え方（施設・管路の重要度・優先度の判断基準）	水道総論 11
1	施設重要度の考え方	水道総論 11
2	施設重要度の設定	水道総論 11
3	管路更新の優先度	水道総論 11
V	将来水需要予測（計画給水量の決定）	水道総論 16
VI	水道事業別のプラン（効率的な水運用・施設の適正規模等の検討）	水道総論 16

### <各 論> 《各水道事業別》

I	現状	
II	施設の概要	
III	更新計画の検討	
1	将来の計画給水量	
2	施設計画（機能・規模の検討）	
3	管路計画の検討	
IV	実施計画の策定方針	
1	施設更新の優先度	
2	老朽度の評価	
3	施設更新の考え方	
4	特に管路更新の進め方（更新区間の選定・優先度設定）	
V	更新費の算出	
VI	経営への影響	
1	単年度損益への影響	
2	一層のコスト縮減等の取組	
3	優先度の設定・計画のローリング	

---

---

# 総論

---

---

## I マスタープラン策定の目的

水道用水は県民生活や都市活動を支えるインフラとして、受水地域の水需要を支えてきた。静岡県内では、昭和 30～40 年代の高度成長期にその整備が進められ、駿豆、榛南、遠州の 3 つの水道用水供給事業が稼働している。それらは総延長 349km(平成 27 年度)、給水能力 42 万 m<sup>3</sup>/日で、全国的にも安価な水道料金で管理運営し、安全で安心な水道水を供給している。

現在、全国の水道施設の資産は約 40 兆円以上と推計されており、これらの施設が今、更新の時期を迎えつつある。特に法定耐用年数の 40 年を超過した管路の割合である管路経年化率は年々上昇している状況で、中長期的視点に立った更新計画の策定が急務とされている。

一方、近年、水道の給水実績が、経済情勢の変化や人口減少、節水技術の著しい向上などにより急激に落ち込んできている。

加えて、平成 23 年に発生した東日本大震災は未曾有の被害をもたらし、水道施設も甚大な損傷を被り、施設の耐震化や被災後の対応として施設の早期復旧が大きな課題となっている。さらに、平成 28 年に発生した熊本地震では地下水が枯渇したことから、災害発生時や渇水時などの異常時に安定供給できるバックアップ水源の確保も改めて重要視されている。

こうした状況を踏まえ、莫大な費用を要する施設の更新整備と耐震化をいかに効率的に進めていくかは、水道事業を持続可能なものとし、命の水である水道水を受水市町に安定供給していく上で極めて重要である。

このため、老朽化する水道施設の更新に当たっては、更新費用の最適化と支出の平準化を図りながら、将来の水需要に見合う適正な施設規模へと転換していくことが必要である。

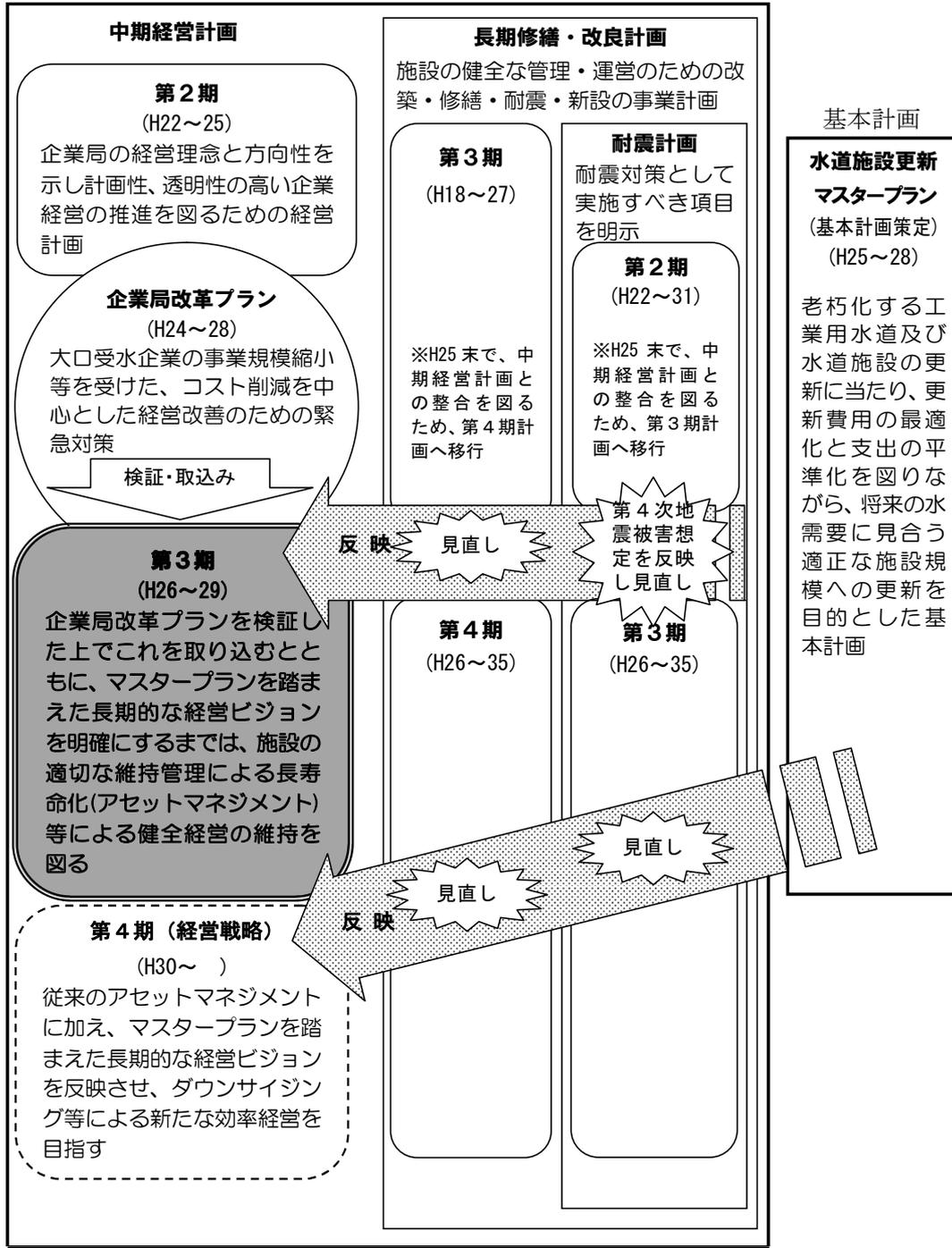
「水道施設更新マスタープラン」は、国の示した「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（平成 21 年 7 月）（以下「水道手引き」という。）等に基づき、施設の老朽化状況、耐震化状況、将来の水需要量の調査などを踏まえ、施設のダウンサイジング、廃止・統合、更新の優先度などの検討を加えて策定するものである。

本プランは、水道施設の更新にかかる「基本計画」であり、本プランをベースに、今後、水道施設の「長期修繕・改良計画」と投資と財源の均衡確保を主な内容とする「経営戦略」とを策定し、それに基づき具体事業の実施を図っていく。

なお、社会経済情勢の変化や人口減少等による水需要の変化等に的確に対応していくため、受水市町の意見を十分に踏まえつつ、計画の時点修正を適時適切に行なっていくものとする。

# 水道施設更新マスタープランと企業局の他計画との関連

## 実施計画



静岡県企業局第3期中期経営計画より抜粋

## Ⅱ マスタープランの概要

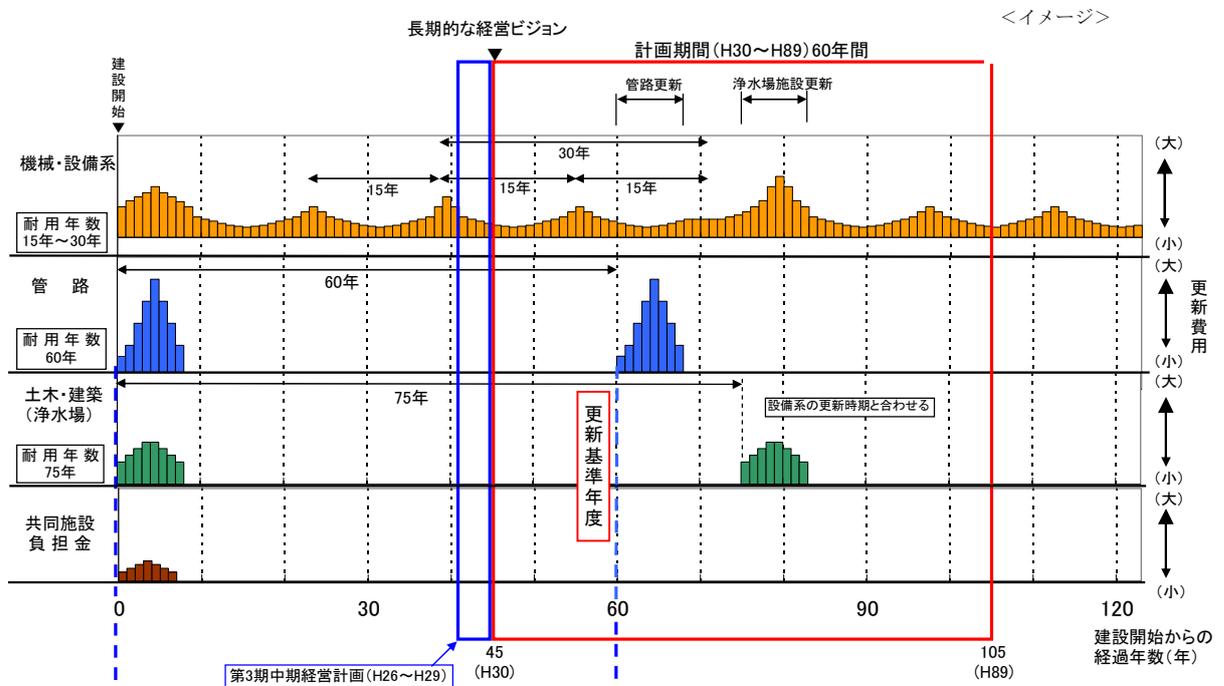
### 1 対象施設

県下3つの水道（駿豆、榛南、遠州）の全ての施設を、原則対象とした。

### 2 計画期間

計画期間は、すべての施設が1回以上更新される期間を想定し、現行の中期経営計画の計画期間（平成26年度～平成29年度）が終了する翌年度の平成30年度から平成89年度の60年間とした。

#### < 計画期間：平成30年度～平成89年度（60年間） >



### 3 施設更新時期

各施設・設備には法定耐用年数が定められているが、適正な施設管理や管体調査の結果を踏まえ、国の示した「水道手引き」等を参考に、以下のとおり更新基準年数を設定した。

区 分	法定耐用年数	更新基準年数	備 考
管 路	40	60	耐震継手を有するダグタイル鑄鉄管のみ
		80	
土木施設	60	75	
建築施設	50	75	
電気設備	20	30	※詳細区分あり
機械設備	15	30	※詳細区分あり
計装施設	10	15	※詳細区分あり

※長期修繕・改良計画機器更新基準年数（平成 17 年 12 月静岡県企業局）による

### 4 更新基準年度

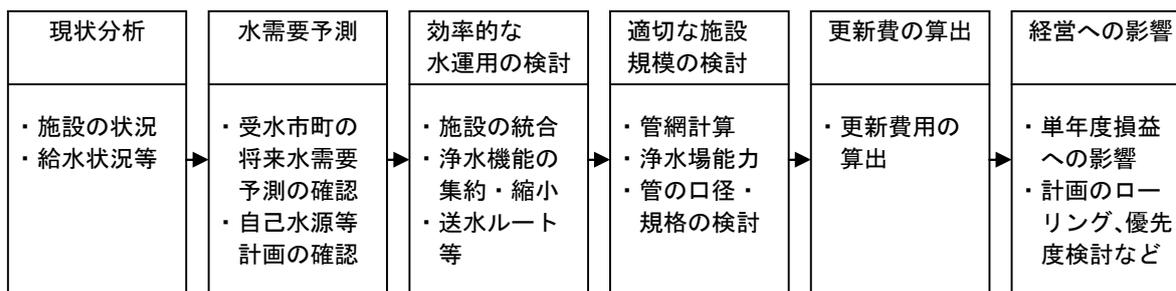
各水道の施設更新時期は、大規模更新が必要となる管路の耐用年数 60 年を超えた年度とした。

水 道 名	駿 豆	榛 南	遠 州
更新基準年度	平成 44 年度	平成 40 年度	平成 44 年度

### 5 施設規模

受水市町が「将来水需要予測」に基づき更新基準年度における給水量を算出し、今後の水道施設の更新計画や緊急時のバックアップを考慮して算出した自己水源水量を除いた上で、用水供給事業からの受水を必要とする希望水量を基本として、計画給水量を設定した。この計画給水量に基づき、水道ごとの施設の機能・規模(将来給水能力)を定めた。

### 6 プラン策定の流れ



### Ⅲ 水道施設の現状

#### 1 水道事業の状況

静岡県水道事業は、駿豆、榛南、遠州の3地区で事業を実施しており、1日当たりの給水能力は合わせて41万m<sup>3</sup>余で、受水市町と契約している基本水量も同量となっている。

(平成28年3月26日現在)

区分	駿豆	榛南	遠州				合計
			寺谷浄水場	於呂浄水場	都田浄水場	新寺谷浄水場	
計画給水量 (m <sup>3</sup> /日)	100,000	27,000	292,100				419,100
現有給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	100,000	27,000	70,900	50,400	115,500	55,300	419,100
基本水量 (m <sup>3</sup> /日)	100,000	27,000	292,100				419,100
供給開始 年月日	S50.3.26	S44.9.1	S54.8.21		H1.4.1	H21.3.26	
水源	河川	柿田川	-		天竜川	都田川 天竜川	太田川
	種別	表流水	地下水		表流水	表流水	表流水
給水区域	熱海市 三島市 函南町 (3市町)	御前崎市 牧之原市 (2市)	浜松市 袋井市 森町 磐田市 湖西市 (5市町)				8市 2町
給水料金 (1m <sup>3</sup> )	基本料金 30円 使用料金 熱海市 28円 三島市 6円 函南町 17円 超過料金は基本料金+使用料金	基本料金42円 使用料金 7円 超過料金49円	基本料金 33円 使用料金 11円 超過料金 44円				平均基本 使用料金 45.83円 (給水能力による 加重平均)
厚生労働省 認可年月日	当初S45.3.31 現行S49.3.18	当初S42.3.29 変更S47.3.31 変更S61.2.13 現行H16.10.22	当初S43.3.30 変更S46.3.31		当初S50.6.20		
			変更S55.3.31 変更S58.11.5				
			変更H6.3.31 現行H23.8.17				

※料金は上記給水料金欄により算定された1か月の合計に108/100を乗じて得た額である。

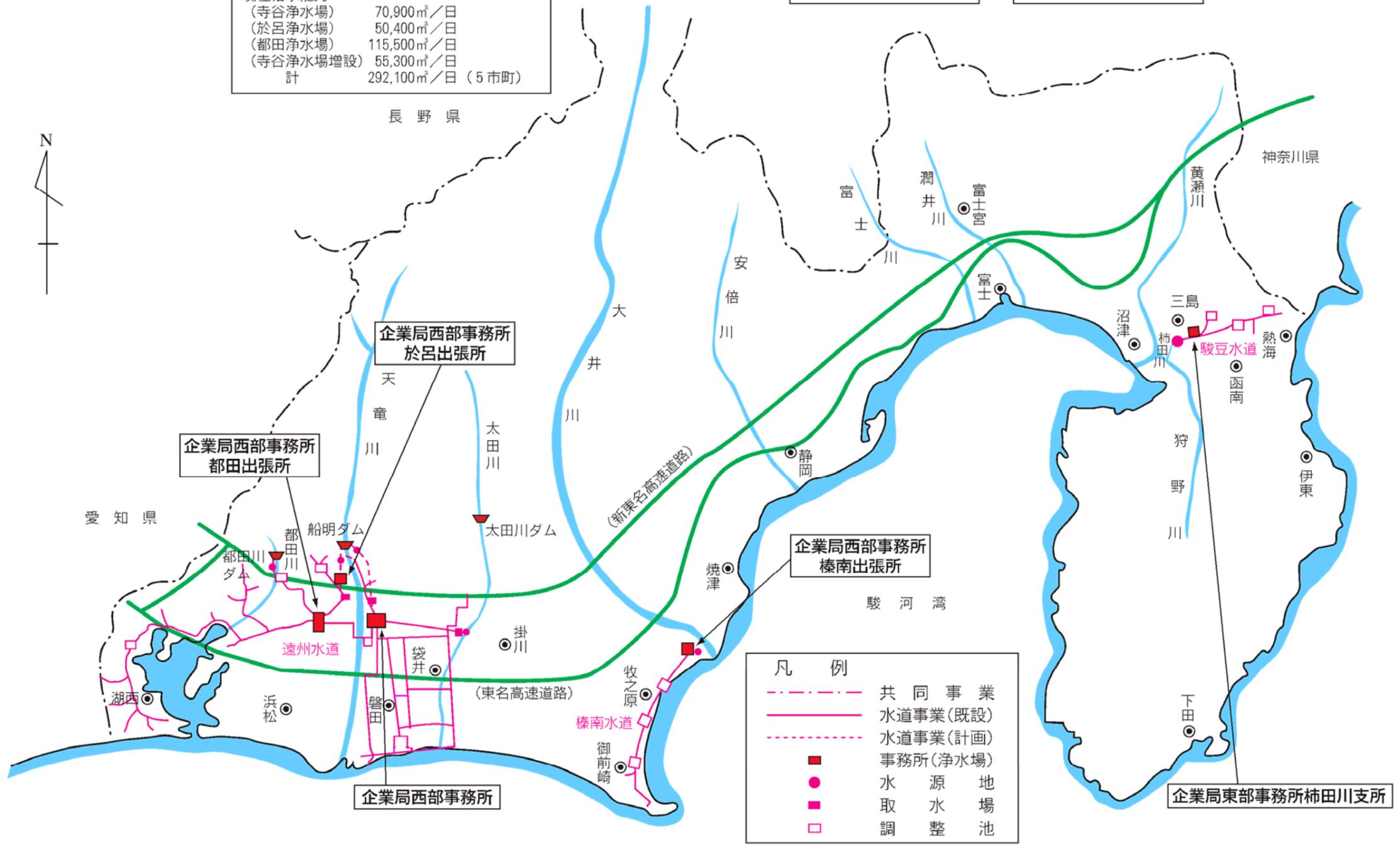
以下事業別概要の頁に記載している料金についても同様である。

# 静岡県水道用水供給事業概要図

遠州水道	
計画給水量（1日最大）	
（寺谷浄水場）	70,900m <sup>3</sup> /日
（於呂浄水場）	50,400m <sup>3</sup> /日
（都田浄水場）	115,500m <sup>3</sup> /日
（寺谷浄水場増設）	55,300m <sup>3</sup> /日
計	292,100m <sup>3</sup> /日（5市町）
現在給水能力	
（寺谷浄水場）	70,900m <sup>3</sup> /日
（於呂浄水場）	50,400m <sup>3</sup> /日
（都田浄水場）	115,500m <sup>3</sup> /日
（寺谷浄水場増設）	55,300m <sup>3</sup> /日
計	292,100m <sup>3</sup> /日（5市町）

榛南水道	
計画給水量（1日最大）	
27,000m <sup>3</sup> /日（2市）	
現在給水能力	
27,000m <sup>3</sup> /日（2市）	

駿豆水道	
計画給水量（1日最大）	
100,000m <sup>3</sup> /日（3市町）	
現在給水能力	
100,000m <sup>3</sup> /日（3市町）	



直近 8 年間の水道事業の年度別給水状況をみると、実使用水量は平成 20 年度には日平均 23 万 m<sup>3</sup> 余あったものが、平成 27 年度には 22 万 m<sup>3</sup> 余へと漸減している。原因は、人口減少、節水意識の高まり、節水技術の向上などによるものである。

(カッコ内は日平均)

区 分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	数 量	前年 対比 (%)						
給水先数 (市町)	11	100.0	11	100.0	10	90.9	10	100.0
年間基本水量 (m <sup>3</sup> )	128,881,500	99.7	138,749,500	107.7	141,798,500	102.2	144,862,800	102.2
年間実使用水量 (m <sup>3</sup> )	84,298,361 (230,954)	99.5	81,077,701 (222,131)	96.2	82,229,533 (225,286)	101.4	81,988,141 (224,011)	99.7
有収水量 (m <sup>3</sup> )	84,298,361 (230,954)	99.5	81,077,701 (222,131)	96.2	82,229,533 (225,286)	101.4	81,988,141 (224,011)	99.7
給水収益 (税込み:千円)	5,589,430	99.5	5,869,167	105.0	5,959,449	101.5	6,064,003	101.8

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	数 量	前年 対比 (%)						
給水先数 (市町)	10	100.0	10	100.0	10	100.0	10	100.0
年間基本水量 (m <sup>3</sup> )	148,190,000	102.3	150,708,500	101.7	152,971,500	101.5	153,390,600	100.3
年間実使用水量 (m <sup>3</sup> )	84,001,390 (230,141)	102.5	83,139,057 (227,778)	99.0	80,546,341 (220,675)	96.9	80,698,292 (220,487)	100.2
有収水量 (m <sup>3</sup> )	84,001,390 (230,141)	102.5	83,139,057 (227,778)	99.0	80,546,341 (220,675)	96.9	80,698,292 (220,487)	100.2
給水収益 (税込み:千円)	6,198,393	102.2	6,278,719	101.3	6,402,832	102.0	6,427,065	100.4

※ 平成 22 年度における給水先数の減少は市町合併によるもの。

## 2 施設の概要

本プランの対象となる施設の概要は各水道別に以下のとおり。

### (1) 駿豆水道

東部地域の熱海市、三島市及び函南町の3市町に、柿田川（狩野川支川）の表流水を八幡取水場から取水し、中島浄水場で処理し、用水供給を行っている。

（平成28年3月26日現在）

給 水 市 町	熱海市、三島市及び函南町	
計 画 給 水 量	全 体	100,000 m <sup>3</sup> /日
	市 町 別	熱海市 60,000 m <sup>3</sup> /日、三島市 30,000 m <sup>3</sup> /日、 函南町 10,000 m <sup>3</sup> /日
現 有 給 水 能 力	100,000 m <sup>3</sup> /日	
給 水 開 始 年 月 日	昭和50年3月26日	
工 期	昭和45年度～昭和56年度	
水 源	種 別	表流水
	河 川 名	柿田川(狩野川支川)
	取 水 地 点	駿東郡清水町八幡地先
	計 画 取 水 量	105,000 m <sup>3</sup> /日(1.215 m <sup>3</sup> /秒)
施 設	取 水 場	八幡取水場(取水ポンプ井7井)
	浄 水 場	中島浄水場(急速ろ過池12池、浄水池2池)
	送 水 方 式	ポンプ圧送13台(中継ポンプ含む)、 中継ポンプ場3箇所、調圧槽2池、調整池3池
	管 路 延 長	24.1 km ダクタイル鋳鉄管及び鋼管
料 金(1 m <sup>3</sup> )	基本料金 30円 使用料金 熱海市 28円、三島市 6円、函南町 17円 超過料金 熱海市 58円、三島市 36円、函南町 47円	



八幡取水場



熱海調整池（斜面半地下式）

## (2) 榛南水道

志太榛原地域の御前崎市及び牧之原市の2市に、大井川右岸の地下水を井戸で取水し、榛南浄水場で処理し、用水供給を行っている。

(平成28年3月26日現在)

給 水 市 町	御前崎市及び牧之原市	
計 画 給 水 量	全 体	27,000 m <sup>3</sup> /日
	市 町 別	御前崎市 7,500 m <sup>3</sup> /日、牧之原市 19,500 m <sup>3</sup> /日
現 有 給 水 能 力	27,000 m <sup>3</sup> /日	
給 水 開 始 年 月 日	昭和44年9月1日一部給水	
工 期	昭和42年度～昭和48年度	
水 種 別	地下水	
	河 川 名	—
源	取 水 地 点	榛原郡吉田町川尻 <sup>かわしり</sup> 地先
	計 画 取 水 量	28,000 m <sup>3</sup> /日
施 設	取 水 場	取水ポンプ井6井(深井戸)
	浄 水 場	榛南浄水場(圧力ろ過機8機、浄水池2池)
	送 水 方 式	ポンプ圧送4台、調整地3池
料 金(1 m <sup>3</sup> )	管 路 延 長	29.6 km ダクタイル鋳鉄管及び鋼管
	基本料金	42円
	使用料金	7円
	超過料金	49円



取水井 (4号井)



竜眼山調整池

### (3)遠州水道

西部地域の浜松市、磐田市、袋井市、湖西市及び森町の5市町に、天竜川、都田川及び太田川の3河川から表流水を取水し、寺谷浄水場、於呂浄水場、都田浄水場及び新寺谷浄水場の4浄水場で処理し、用水供給を行っている。

(平成28年3月26日現在)

給水市町	浜松市、磐田市、袋井市、湖西市及び森町			
計画給水量	全体	292,100m <sup>3</sup> /日		
	市町別	浜松市165,500m <sup>3</sup> /日、磐田市51,900m <sup>3</sup> /日、袋井市41,200m <sup>3</sup> /日 湖西市25,000m <sup>3</sup> /日、森町8,500m <sup>3</sup> /日		
現有給水能力	292,100m <sup>3</sup> /日			
浄水場別	寺谷浄水場	於呂浄水場	都田浄水場	新寺谷浄水場
給水開始年月日	昭和54年8月21日		平成元年4月1日	平成21年4月
工期	昭和43年～平成30年度		昭和50年～平成30年度	平成6年～平成30年度
水源	種別	表流水		表流水
	河川名	天竜川(船明ダム)		都田川(都田川ダム) 天竜川(船明ダム)
	取水地点	浜松市天竜区 <sup>ひあり</sup> 日明地先		浜松市北区都田町地先 浜松市天竜区日明地先
	計画取水量	76,000m <sup>3</sup> /日 (0.880m <sup>3</sup> /秒)	54,000m <sup>3</sup> /日 (0.625m <sup>3</sup> /秒)	36,300m <sup>3</sup> /日 (0.420m <sup>3</sup> /秒) 86,200m <sup>3</sup> /日 (0.998m <sup>3</sup> /秒)
施設	取水場	寺谷取水場	於呂取水場	須部取水場 於呂取水場
	浄水場	寺谷浄水場 沈殿池4池 急速ろ過池16池 浄水池3池	於呂浄水場 沈殿池2池 急速ろ過池14池 浄水池2池	都田浄水場 沈殿池3池 急速ろ過池16池 浄水池2池
	送水方式	自然流下 一部ポンプ圧送 調整池4池	自然流下 一部ポンプ圧送 調整池3池	自然流下 一部ポンプ圧送 調整池1池
	管路延長	174.9km ダクタイル鑄鉄管及び鋼管	19.1km ダクタイル鑄鉄管及び鋼管	101.7km ダクタイル鑄鉄管及び鋼管
料金(1m <sup>3</sup> )	基本料金33円、使用料金11円、超過料金44円			



すべ 須部取水場



かしわぐり 勝栗調整池

## IV 更新整備の基本的な考え方(施設・管路の重要度・優先度の判断基準)

各水道施設の更新整備に当たっては、現状の施設・管路の重要度や老朽度を勘案して優先順位を定め、計画的に事業を進めていく必要がある。

そこで、「水道手引き」等に基づき施設の重要度・老朽度をまず評価する。

さらに、更新費の多くを占める管路については、管種、年数による評価のみではなく、管体調査結果や土壌・地質等の状況を企業局独自の評価項目として設定し、重層的に評価を行うこととした。

### 1 施設重要度の考え方

施設重要度の設定にかかる基本的な考え方は、次表の「水道施設耐震工法指針」（平成 21 年 7 月社団法人日本水道協会）の抜粋に示すとおり。

(水道施設耐震工法指針抜粋)

重要度ランク	定 義
ランク A1	重要な水道施設のうち、ランク A2 の水道施設以外の水道施設
ランク A2	重要な水道施設のうち、次の 1) 及び 2) のいずれにも該当する水道施設 1) 代替施設がある水道施設 2) 破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設
ランク B	ランク A1、ランク A2 以外の水道施設

※重要な施設：取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設

### 2 施設重要度の設定

水道は用水供給事業であり、重要施設である取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設で、ランク A2 に該当する施設はないことからすべてランク A1 とした。

### 3 管路更新の優先度

管路更新の優先度については、以下のとおり設定する。

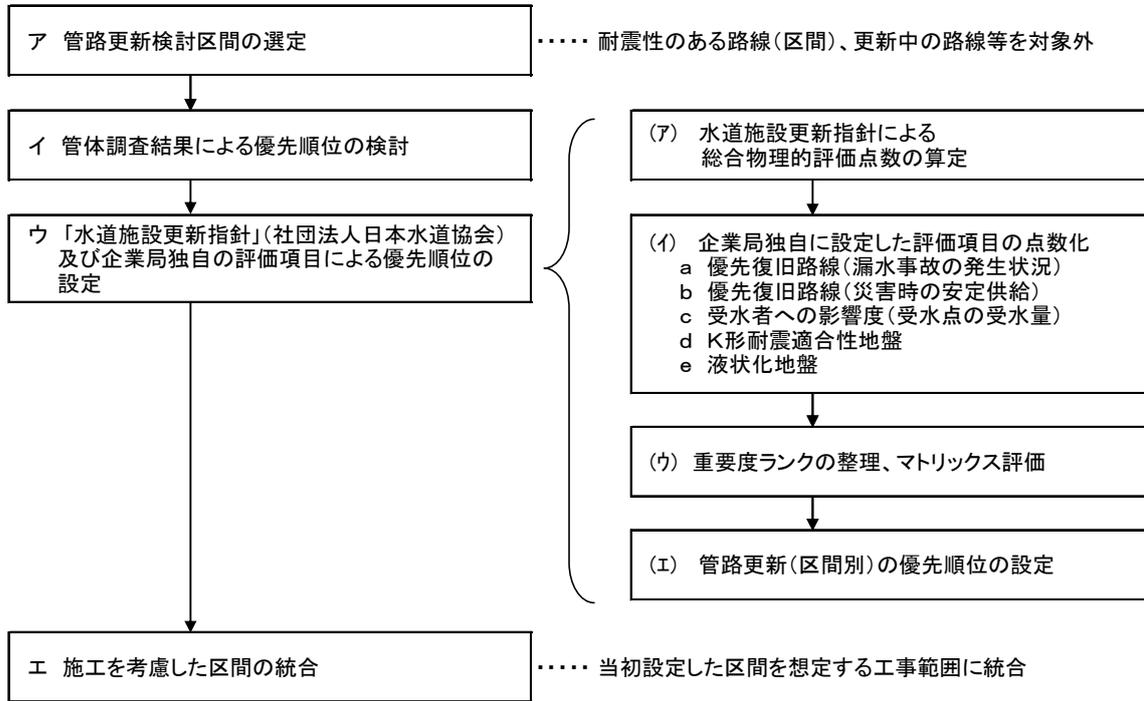
ア 管路更新検討対象から、耐震性のある路線（区間）等を除く。

イ 管体調査結果を踏まえ優先順位を検討する。

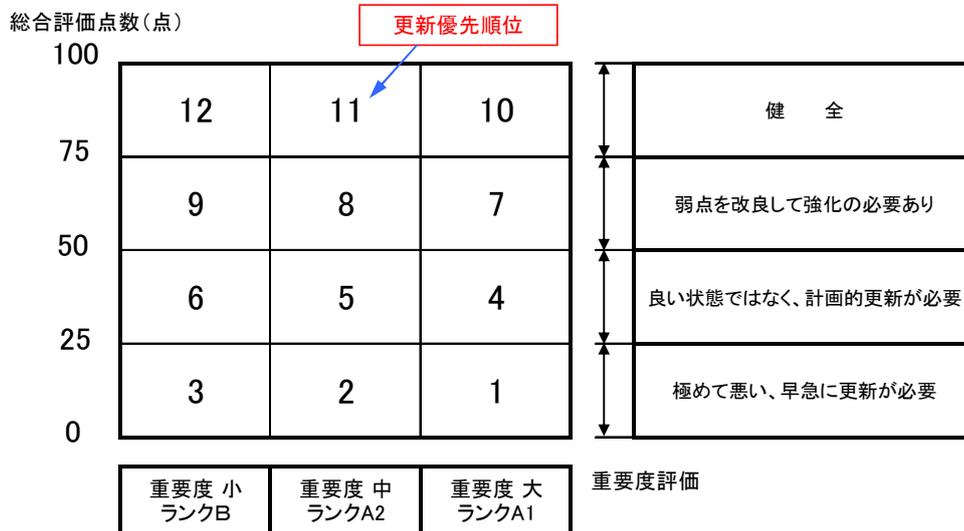
ウ 「水道施設更新指針」（平成 17 年 5 月社団法人日本水道協会）による区間別の管路の総合物理的評価点数と、企業局独自の評価項目として、優先復旧路線（漏水事故の発生状況、災害時の安定供給）、受水者への影響（送水管の送水量）、K 形耐震適合性地盤、液状化地盤による評価点数から総合評価点数を算出する。その上で、重要度ランクと総合評価点数とによるマトリックス評価を行い、管路更新（区間別）の優先度・優先順位を設定する。

エ 施工を考慮した区間の統合を行い、効率性を高める。

【更新優先順位の決定フロー】



【マトリックス評価の例】



前記ウの「水道施設更新指針」による区間別総合物理的評価点数及び企業局独自の評価項目の詳細は以下のとおり。

**(ア)「水道施設更新指針」による区間別総合物理的評価点数の算定**

区間別の管路の更新診断を行い点数化し定量評価を行う。管路更新は企業局が定めた更新基準年数 60 年を基準とするため、建設開始から 60 年となる年度の管の状態を診断する。

※管路の更新診断方法（「水道施設更新指針より」）

更新診断は、次の①～⑥それぞれの評価点数等を算出し、②～⑥の評価点数を①経年化係数 ( $C_Y$ ) で調整した値の相乗平均値を総合物理的評価点数とする。

- ① 経年化係数 ( $C_Y$ ) : 管布設後の経過年数による係数
- ② 事故危険度 ( $S_F$ ) : 管種による点数
- ③ 有効率 ( $S_E$ ) : 有効率（漏水）による点数
- ④ 水理機能 ( $S_H$ ) : 管種又は管の内面ライニングの有無による点数
- ⑤ 耐震性強度 ( $S_S$ ) : 管種（継手）及び管径による点数
- ⑥ 水質保持機能 ( $S_Q$ ) : 管種又は管の内面ライニングの有無による点数

$$\text{管路の総合物理的評価点数 } S = (S_F \times S_E \times S_H \times S_S \times S_Q)^{1/5} \times C_Y$$

**(イ)企業局独自に設定した評価項目の点数化**

路線（区間）毎の漏水事故の発生状況や、防災計画等の位置付け、受水点の受水量、埋設されている地盤状況など加味し点数化を行う。また、埋設されている地盤によっては、ダクタイトル鑄鉄管のK形継手は耐震適合性ありと判断できるため、これらの点を考慮し点数化を行う。

（評価項目）

**a 優先復旧路線（漏水事故の発生状況）**

水道は安定供給が第一であるため、給水停止の危険性が高い漏水事故（老朽化によるもの）の実績を優先する必要があると考え、漏水事故発生箇所数の影響度点数を設定する。

漏水箇所数	5 以上	3 以上	1 以上	該当なし
影響度点数	-10.0	-8.0	-6.0	0.0

#### b 優先復旧路線(災害時の安定供給)

受水点の給水区域内において、受水市町の防災計画に位置付けられている病院等がある場合は、その重要性から水の供給を優先する必要があると考え、災害時の区分として影響度点数を設定する。

また、大規模災害時において、緊急輸送路で漏水が発生(復旧作業を含む)すると緊急物資の輸送などに大きな影響を与えると想定されることから、管路の耐震性の確保を優先する必要があると考え、災害時の区分として影響度点数を設定する。対象は緊急輸送路の車道を縦断占有している場合(歩道の縦断占有及び車道の横断占有は除く)とする。

災害時区分	病院等拠点	緊急輸送路	該当なし
影響度点数	-6.0	-3.0	0.0

#### c 受水者への影響(送水管の送水量)

送水管の送水量は、導水管や浄水場に近しい管は送水量が多く、災害時等において末端管路に比べ重要性が高いと考え、対象区間の送水量に応じ、影響度点数を設定する。

送水量は、将来の計画給水量や管路網が水道事業ごとに異なるため、各水道別に設定する。

送水量 ( $m^3$ /日)	30,001 以上	30,000 以下	25,000 以下	20,000 以下	15,000 以下	10,000 以下
影響度点数	-10.0	-8.0	-6.0	-4.0	-2.0	0.0

※上記の送水量は駿豆水道の場合

#### d K形耐震適合性地盤

水道で最も多く使用しているダクタイル鋳鉄管のK形継手は、耐震適合性地盤状況に応じ、影響度点数を設定する。

「K型継手等を有するダクタイル鋳鉄管の耐震適合地盤判定支援ハンドブック」(財団法人水道技術研究センター)の全国耐震適合地盤判定マップにおいて、耐震適合性ありとされる地盤内に布設されている場合は、耐震適合性ありと評価する。

地盤	K型継手耐震適合性なし	K型継手耐震適合性あり
影響度点数	-2.0	0.0

#### e 液状化地盤

大規模災害時に、液状化の可能性がある地盤に埋設されている管路は、地盤沈下による管の抜け出し等が想定されるため、影響度点数を設定した。

液状化の想定範囲の出典である県の第3次地震被害想定（以下「第3次想定」という）及び第4次地震被害想定（以下「第4次想定」という）においては、それぞれ異なる震源・規模による複数の想定を行っており、液状化の可能性の大小について、地域によって第4次想定の方が影響が大きくなったり、逆に第3次想定の方が大きくなるケースが見受けられる。

このため、ある特定の地域における液状化の可能性の大きさを特定することができないため、液状化の可能性については、影響範囲の最も大きいものを採用し、その地域において管の抜け落ちが起こり得ると想定し、同様の評価としている。

地盤	液状化地盤有り	液状化地盤無し
影響度点数	-2.0	0.0

#### 総合評価点数

(ア)と(イ)で算出した評価点を合算し、当該区間の管路の総合評価点数とする。

## V 将来水需要予測(計画給水量の決定)

当プランの策定に当たり、受水市町に対して行った「希望受水量調査」をもとに、将来水需要予測や自己水源の計画を確認し、最終的に受水市町が希望する受水量を関係受水市町の同意を得て、更新基準年度における計画給水量と設定した上で、水道ごとの施設の将来規模(将来給水能力)を定めた。

一方、社会経済情勢の変化や人口減少等により、想定した水需要にも大きな変化が生じうる。したがって、本プランの実施計画ともいえるべき「経営戦略」や「長期修繕・改良計画」については、受水市町の意見を十分に聴きつつ、計画のローリングを適時適切に行っていく必要がある。

## VI 水道事業別のプラン(効率的な水運用・施設の適正規模等の検討)

事業ごとに、水道の整備年度が異なり、更新時期に違いがあるだけでなく、浄水施設や管路等の機能規模も、受水市町の給水人口などにより一律ではない。したがって、水道事業ごとに、地域特性に応じたきめ細かい現状分析と整備方針の策定が不可欠である。

具体的には、効率的な水運用の検討に当たり、水道ごとに将来の水需要等を踏まえ、施設の統合や浄水機能の集約の可能性、送水ルートの見直しなどを行った。その上で、管網計算や浄水場能力、管路の口径・規格の検討を行い、新たな施設規模を定めた。

そして、水道ごとに更新整備に必要となる事業費を算出し、併せて経営への影響を評価した。

事業別のプランについては「各論編」として整理する。



平成29年3月 発行

編集・発行 静岡県企業局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-2160 FAX 054-251-5831

E-mail [kigyou\\_jigyou@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kigyou_jigyou@pref.shizuoka.lg.jp)